2016年2月22日

大阪市立●●中学校　校長　●●●●様

大阪市教育委員会　教育委員長　大森不二雄　様

大阪市立●●中学校教諭　松田幹雄

大阪市職員基本条例第43条第2項・3項に基づく職務命令取り消しの申出

　私は、本年（2016年）2月10日の放課後に行われた大阪市立●●中学校職員会議の中で、学校長から、口頭により、「卒業式における国歌斉唱にあたっては、場内のすべての教職員は起立して斉唱すること」という職務命令を受けました。その日の職員会議資料には、2016年1月29日付大阪市教育長通知が入っており、学校長は、その通知を示した上で職務命令を発しました。教育長の指示に基づく職務命令でした。

　私は、この職務命令が、大阪市職員基本条例第43条第2項「職務上の命令を受けた職員は、当該職務上の命令が違法又は不当であると思料するに足る相当の理由がある場合は、相当の期間内に当該職務上の命令を発した職員又はその上司に対し、意見を申し出ることができる」に規定された「違法又は不当」な職務命令であると考えますので、取り消していただくよう申し出ます。

　私は、昨年の卒業式に向けて受けた職務命令について、「３回の同一職務命令違反で免職を規定した大阪市職員基本条例と一体で運用される大阪市国旗国歌条例と教育長通知、それに基づく職務命令は違憲・違法・不当である」として、取り消しの申出書を2015年10月9日に大阪市教育委員会事務局指導部中学校教育担当に提出しました。同年11月17日に学校長から「取り消さない」「条例並びに教育長通知に基づいた職務命令なので問題ないと考えています」との口頭回答がありましたが、「この起立・斉唱職務命令が、教職員に対する保身の奨励、教育の荒廃、子どもの権利侵害につながるものであり、不当である」との私の訴えに対する判断は示されませんでした。今回の職務命令取り消しの申出に当たっては、私が、「３回の同一職務命令違反で免職を規定した大阪市職員基本条例と一体で運用される大阪市国旗国歌条例と教育長通知、それに基づく職務命令」が不当だと考える理由について詳述しますので、それに対する判断を、理由も含めてきちんと示していただきますようお願いします。

＜この職務命令が不当である理由　その１＞

「保身を奨励し、私の人格を破壊するものであること」

　戦前、戦中の教育が、天皇が臣民に下したとされる教育勅語を根拠に、天皇のために命をささげることを最大の美徳とするものであり、日本の戦争遂行のために重要な役割を果たしたことを否定する者はいないと思います。また、その体制の下、「君が代」は、「修身」の国定教科書の中で、「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も萬年もつづいておさかえになりますやうに」という意味だと教えられ、天長節・紀元節などの厳粛な学校儀式の中

に「御真影に最敬礼、教育勅語奉読」などとともに位置づけられて歌われることで、「天皇のために命を捨てる教育」の重要な構成部分であったことも誰も否定できない事実です。

　戦後の教育は、子どもたちを戦場に送り出した加害の歴史の反省に立ったものでした。1952年に作られた次の詩はその気持ちをよく表現しており、私が強く共感しているものです。

　戦死せる教え児よ　　　　　竹本源治

逝いて還らぬ教え児よ

私の手は血まみれだ

君を縊（くび）ったその綱の

端を私も持っていた

しかも人の子の師の名において

嗚呼！

「お互いにだまされていた」の言訳が

なんでできよう

慚愧、悔恨、懺悔を重ねても

それがなんの償いになろう

逝った君はもう還らない

今ぞ私は汚濁の手をすすぎ

涙をはらって君の墓標に誓う

「繰り返さぬぞ絶対に！」

　「戦争犯罪の前に言い訳は通用しない」「その時の体制下では、ルールだったのか、命令だったのかは知らないが、数千万人の死とさらに多くの人たちの生活破壊に手を貸したことの責任はまぬがれることはできない」そう考えてきた私に対して、この職務命令は、自らが、率先して「君が代」を起立・斉唱することで、生徒に対して国を愛する心と国旗国歌を尊重する態度を体感させよと命ずるものです。再び子どもたちを戦場に送る行為に手を染めないと決意している私に対して転向を迫る方法は、処分で脅し、「自分がかわいければ、従え」「生活のためには、仕方ないだろう」と保身を奨励することです。しかし、信念を曲げて、「君が代」を起立・斉唱することは、私にとっては、人格破壊を意味します。そのことで、生活はできてたとしても、私にとって、教育は、生徒たち一人ひとりの幸せのためのものではなくなり、生活の糧を得るためだけの抜け殻のような生活が待っていることは明らかです。「『君が代』の歌詞の意味と歴史的扱いの変遷について伝えることは、国の教育目的に反する」と公然と「お国のための教育」を進めている大阪市教育委員会は、日本国憲法の大原則を破っているとしか思えません。「天皇のために命を捨てる教育」の重要な構成要素であった「君が代」を力づくで強制する職務命令は、教育を破壊する不当なものです。

＜この職務命令が不当である理由　その２＞

「『命令（指示）されているから』だけが横行する教育の荒廃につながること」

　処分で脅して服従を迫るこの職務命令の影響は、私だけにとどまるものではありません。何が正しいのか、どう考えるべきか、という真理に迫ろうとする姿勢や論議そのものを教育現場から駆逐し、「逆らえば損をするぞ」「上の言うことに従っていればいいんだ」という処世術だけが幅をきかす世界になっていきます。これは教育の荒廃を意味します。「なぜ、『君が代』を歌わなければならないんですか」という生徒からの質問に「学習指導要領にに書いてあるから」（お上の言うことには従わなければならない）としか答えられない教育行政・教育現場はすでに荒廃していると言えます。このような学校で教えられる「道徳教育」なるものも、結局、「『世の中のルール』に従い、『長いものにはまかれて生きる』のが君のため」と自らの行為の真の意味を問おうとしない態度を増殖させるものになることは明らかです。

＜この職務命令が不当である理由　その３＞

「必要な知識を与えない『調教教育』と一体、生徒の権利侵害につながること」

　学校教育は誰のためにあるのか、何のためにあるのか、その根本が問われなくてはならないと思います。私は、教育は子どもたち一人ひとりのためにあり、その目的は、子どもたち一人ひとりが幸せになることであると思ってきました。子ども達を取り巻く状況は厳しく、多くの子どもたちが、現在も将来も、決して平たんではない人生を歩んでいくことになると予想されます。そんな子どもたちは、決して誰かが操作する対象ではなく、いろんな情報を得、いろんな体験をしながら、最終的には自らの価値観を、自らで獲得していく存在であるべきです。そのために必要な情報をきちんと提供するのが学校の役割だと思います。「君が代」斉唱は、文科省・教育委員会の指示の下、学校の卒業式・入学式の式次第に位置付けられ、生徒からすると、学校から起立・斉唱するよう求められているという関係にあります。日本も批准している子どもの権利条約のもっとも重要な規定が第１２条意見表明権「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」だと言われています。意見を表明する前提として、必要な情報を知ることができるというのは当然です。ところが、「ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」（2016年1月29日付教育長通知）ことを指示している大阪市教育委員会が「君が代」斉唱に当たって生徒たちに伝えるべき事項は、「国旗国歌は大切で、尊重すべきもの」「日本の国歌は『君が代』」「国歌をしっかり歌おう」だけです。「君が代」の歌詞の意味や扱いの変遷について、何も伝えなくていいというのです。「君が代」の歌詞の意味を知らないまま歌っている生徒を量産している現在の大阪市の教育の在り方、「君が代」起立・斉唱職務命令と一体の、この「調教教育」ともいえる「君が代」「指導」は生徒たちの権利侵害であり、決して許されないものです。それに手を貸せと迫る職務命令は、生徒たちの権利擁護の立場からしても認められません。

　以上、3点にわたって、「君が代」起立・斉唱職務命令が不当であると考える理由を記しました。この申し立て内容をきちんと受け止めていただいて、職務命令を取り消していただきますよう要請します。結果の通知に当たっては、私の申し立て内容に対する判断の根拠・内容についてきちんと説明していただくよう重ねて要請いたします。